

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 7 年度
計画改定年度	平成 3 0 年度
計画改定年度	令和 3 年度
計画主体	新潟県 粟島浦村



粟島浦村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 産業振興課
所在地 岩船郡粟島浦村字日ノ見山1513番地11
電話番号 0254-55-2111
FAX番号 0254-55-2159
メールアドレス norin@vill.awashimaura.lg.jp

粟島浦村鳥獣被害防止計画 目次

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域	2
2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針	2
(1) 被害の現状	2
(2) 被害の傾向	2
(3) 被害の軽減目標	2
(4) 従来講じてきた被害防止対策	3
(5) 今後の取組方針	3
3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項	4
(1) 対象鳥獣の捕獲体制	4
(2) その他捕獲に関する取組	4
(3) 対象鳥獣の捕獲計画	4
(4) 許可権限委譲事項	5
4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項	5
(1) 侵入防止柵の整備計画	6
(2) その他被害防止に関する取組	6
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項	6
(1) 関係機関等の役割	6
(2) 緊急時の連絡体制	7
6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項	7
7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項	7
8. 被害防止施策の実施体制に関する事項	8
(1) 被害防止対策協議会に関する事項	8
(2) 関係機関に関する事項	8
(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項	8
(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項	9
9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項	9

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ※変更なし
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	粟島浦村全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積	被害数値(千円)
ニホンジカ	豆類	0.35 ha	300
	いも類	0.15 ha	100
	杉や松などの樹木	30本/km ²	

(2) 被害の傾向

【ニホンジカ】

2002年頃に外部より当地域にニホンジカが3頭持ち込まれ、2010年頃より、本村北部の字大浦で目撃され始めた。そこから繁殖、群分裂を繰り返し頭数は増加傾向にあると予想される。シカの生息域付近には、オスジカの角の擦りつけによる林業被害が見受けられるようになり、被害も数か所に広がっており、今後も増えると考え。森林での被害木を目視によって調査したところ被害木は主に杉や松、雑木の幼木に集中しており、森林内での被害は拡大しつつあると思われる。

近年では、北部の大豆畑への踏み荒らしや南部釜谷地区周辺での苗の食害なども発生しつつあり、ニホンジカの生息範囲は集落近くまで拡大してきている。今現在被害は僅かではあるが、離島の特性から天敵もおらず自然資源が豊富にあり、ニホンジカが生息しやすい環境にあるため、このまま放置すれば将来に渡って森林の滅失や土砂の流出による水産業被害などの甚大な被害が予想される。丸山の天然記念物エリアでも下層植生の衰退が一部で発生していることから、生息密度が高くなっている状況が見て取れる。放置すれば土石流災害につながり、天然記念物エリアのオオミズナギドリの繁殖にも悪影響を及ぼす可能性があります。村では未然にこれら致命的な被害を防ぐためにもニホンジカの全頭捕獲を目指し、年々捕獲数は増加しているが、全島にわたって生息しているニホンジカを捕獲するのは容易ではなく、繁殖に対して捕獲が追いついていないと考えられる。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和5年度）
二ホンジカ被害	豆類 面積：0.35 ha 金額：300千円/年間 いも類 面積：0.15 ha 金額：100千円/年間	面積：0.17 ha 金額：150千円/年間 面積：0.07 ha 金額：50千円/年間
二ホンジカ被害	杉や松などの樹木 30本/k㎡	15本/k㎡

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>① 平成25年に銃器による有害鳥獣捕獲を実施。</p> <p>②くくり罠の設置による捕獲</p> <p>③大型の囲い罠による捕獲</p> <p>④箱罠の設置による捕獲</p> <p>⑤外部業者へ委託し、くくり罠による捕獲</p> <p>⑥外部業者へ委託し、カメラトラップによる生息頭数調査</p>	<p>① 当時は3日間の実施で1頭の捕獲実績があった。山林の面積に対して生息密度が低いいため、銃器による有害鳥獣捕獲の効率が低い。また、委託費も高額になり費用負担が大きい。今後、生息頭数が減りくくり罠で捕獲が難しくなってきた時に銃器による有害鳥獣捕獲を実施予定している。</p> <p>② もともと猟友会が存在しないため、慢性的な人材不足である。山の中に道が無いことも大きな要因の一つで道があればくくり罠は、ある程度かけられる。</p> <p>③ 餌が山中に豊富にあるため、撒き餌による誘引効果が低い。以前、トムロコシなどをまいた時は、カラスが集まり苦労した。</p> <p>④同上。</p> <p>⑤短期間の捕獲しかできないため、効果が低い。</p> <p>⑥特になし</p>

防護柵の設置等に関する取組	①国の補助事業を活用して、シカの移動を制限するための防護柵を設置。防護柵による区画分けを行う事で捕獲の効率を上げる。	①適切な運用のための草刈りなどを含めた維持管理に費用がかかる。また、補修と草刈が重労働な為、人材が不足している。
---------------	--	--

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

【ニホンジカ】
 当村では捕獲を開始した平成23年度より、早期での全頭捕獲を目指している。平成31年～令和2年では47頭の捕獲実績があった。また平成31年度の生息頭数調査によれば、過去最大の生息頭数は平成30年の125.1頭であり、この3年間で大幅な増加が確認されたが、捕獲技術の向上と体制の強化にあたっており、捕獲数は増えてきている。よって従来講じてきた捕獲方法の強化を図るとともに捕獲者の育成と増員を図っていくことが全頭捕獲への近道と言える。当村では効率的に捕獲できる体制を構築していくとともに、捕獲者の育成と技術の向上を進め、多くの頭数を捕獲できるようにしていく。また、地域との連携を図り、捕獲の現状をより身近に感じてもらい、地域住民自ら事業に参加してもらおう体制をつくることで全頭捕獲を目指す。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

【ニホンジカ】
 ・くくり罠での捕獲は村が行い、委託業者にも罠による捕獲を依頼する。将来的に銃による捕獲も検討しているため、銃の導入についても専門家や猟友会と相談し進めていく。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる

資料があれば添付する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R3	ニホンジカ	専門団体による生息数及び生息域調査、捕獲罠設置、村民・職員のくくり罠免許の取得、島外業者からの指導、捕獲専門職員の採用
R4	同上	専門団体による生息数及び生息域調査、捕獲罠設置、村民・職員のくくり罠免許の取得、島外業者からの指導、捕獲専門職員の採用
R5	同上	専門団体による生息数及び生息域調査、捕獲罠設置、村民・職員のくくり罠免許の取得、島外業者からの指導、捕獲専門職員の採用

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
平成31年度時点で、カメラトラップのよる生息数推定結果を反映させる。推定によると、全域での生息頭数約 100 頭とされている。シカの個体の増加率が概ね 20%程と言われていることから、これらを最短でゼロにする為の捕獲計画を設定する。見回り及び捕獲体制を強化し、罠の設置台数を R2 年度より多く増やす。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	R3年度	R4年度	R5年度
ニホンジカ	30頭	40頭	40頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
くくり罠	50基 通年 島内全域 ※実績40基 (令和2年度)
箱罠	2 基 通年 島内全域

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組み内容
現在、本村ではくくり罠での捕獲を主としており、ライフル銃による捕獲は捕獲体制を乱す可能性があるため積極的には使用しないが、くくり罠での捕獲が困難な場合で、かつバックヤード等が確保さらに、安全と判断できる場合に使用する。

- (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
-	-

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	R 3年度	R 4年度	R 5年度
ニホンジカ	区画用防護柵 補修予定250m	区画用防護柵 補修予定250m	区画用防護柵 補修予定300m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 3	ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> 区画用防護柵の設置及び管理 地域住民等からの情報収集
R 4	ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> 区画用防護柵の設置及び管理 地域住民等からの情報収集
R 5	ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> 区画用防護柵の設置及び管理 地域住民等からの情報収集

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

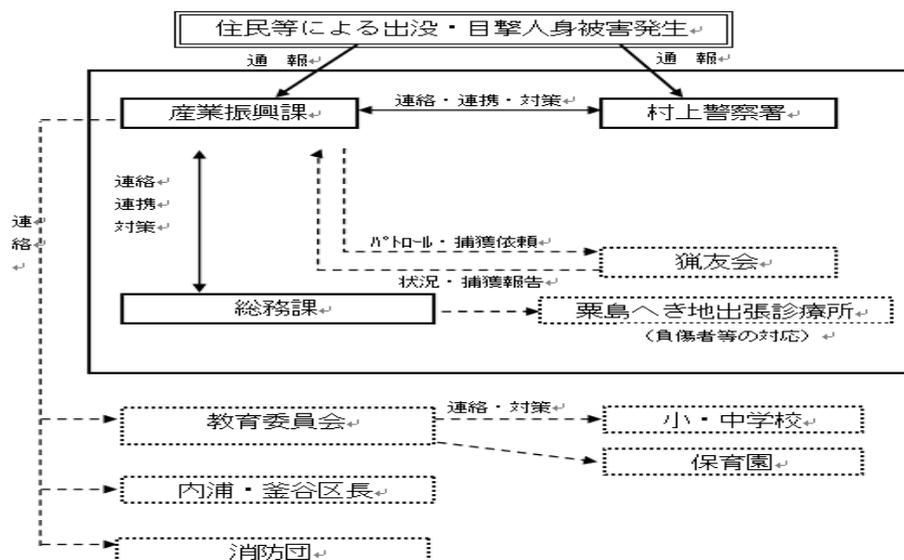
関係機関等の名称	役割
新潟県村上地域振興局	有害鳥獣の対処、捕獲に関する指導、助言
新潟県猟友会	銃による有害鳥獣捕獲
村上警察署（夏期臨時交番）	現地の見回り、人身被害発生時の協力
粟島浦村産業振興課（通年）	連絡調整、情報提供等、現場の見回り 人身被害発生時の対処

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

(注)

緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等に記入する。



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣については全てその場で埋設処理を行うが、一部を切除し学術研究機関に送付する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
- 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	※R3設置予定
構成機関の名称	役割
(栗島浦村)	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止対策について、情報収集、意見集約、住民への啓発を行う。 ・捕獲に関して新潟県の基準に基づき許可事務を遂行し、猟友会等への捕獲依頼を行う。 ・分断フェンスの維持管理
(新潟県猟友会 村上支部)	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害発生を未然に防止するため、村等と連携し、必要に応じて現場での指導・捕獲を行う。

--	--

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
新潟県村上地域振興局	・鳥獣被害防止対策について、国等との連絡調整及び情報の提供の他、施策による支援等、必要な指導・助言を行う。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

※R3 設置予定

- (注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>ニホンジカの対策は新潟県第12次鳥獣保護管理計画に基づき、地域住民、行政、狩猟者団体、研究者等と連携し、生息数、分布域等の生息状況に応じた捕獲を行い被害防除対策に努める。</p> <p>また捕獲許可基準についても同計画に沿ったものとする。</p>
--

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>施策の推進においては、村民はもとより、幅広い関係者の理解と協力を得ることが不可欠である。そのためには、新潟県ニホンジカ管理計画に従って個体数管理を適正に行い、生息状況をモニタリングしつつ、粟島浦村森林整備計画に基づき森林を適正管理し、環境整備を実施する。また村民に対しては、説明会を開催するなどし、被害防止に関しての周知を実施する。</p>
